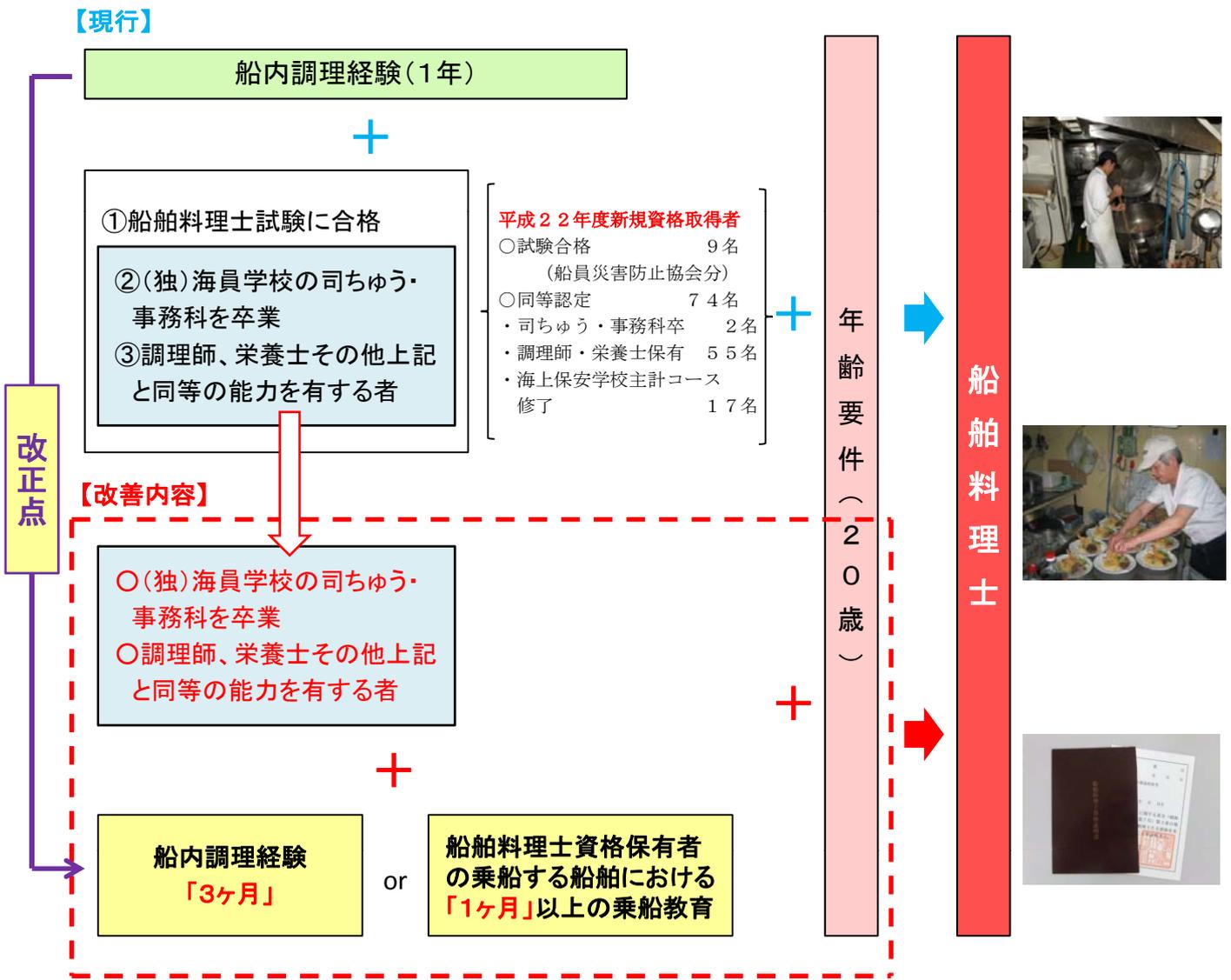


# 船舶料理士資格制度の改善について

～調理師・栄養士資格保有者等の資格取得の簡素化～

船舶料理士資格受有者の円滑な確保に資するよう、調理師・栄養士資格をお持ちの方等すでに一定の調理実務経験を有する方について、船舶料理士資格取得に必要な船内調理経験に係る期間要件の改善を行います。

※「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」（平成23年3月「内航海運代替建造対策検討会」）指摘事項



**【船舶料理士制度の概要】**

配乗対象船舶： 遠洋区域若しくは近海区域を航行する船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であって総トン数1,000トン以上の船舶

根拠規定： 船員法第80条、船舶料理士に関する省令

関連条約： 船舶料理士の資格証明に関する条約(ILO第69号)